

## 旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（概要版）

（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項関係）

- ① 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項として、以下の事項とします。
  - ・輸送の安全に関する基本的な方針
  - ・輸送の安全に関する目標及びその達成状況
  - ・事故に関する統計
- ② 安全管理規定等の届出が義務付けられている一定規模以上の事業者が公表すべき事項として、上記に加えて以下の事項とします。
  - ・安全管理規程
  - ・輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置
  - ・輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
  - ・輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
  - ・輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
  - ・安全統括管理者に係る情報

（一般貸切旅客自動車運送事業者については、下記二項目を追加で公表すべき事項とします。）

  - ・事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
  - ・事業用自動車に係る情報
- ③ 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣に対し、上記①及び②に掲げる事項について、電磁的方法により報告を行うものとします。